

五代北宋における国書の形成について：「致書」文書の使用状況を中心に

中西，朝美
九州大学大学院人文科学府

<https://doi.org/10.15017/25822>

出版情報：九州大学東洋史論集. 33, pp.93-110, 2005-05-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

五代北宋における国書の形式について

——「致書」文書の使用状況を中心に——

中西朝美

はじめに

唐末五代から宋にかけて、中国社会の様相も、また中国とそれを取り巻く周辺諸勢力との関係もそれまでと比べ大きく変化したということは、早くから言われてきたことである。であれば、その今で言う国際環境の変化は、中国の外交様式にも相応の影響を与えたと考えられる。本稿は、外交における意思伝達手段の中でも最も重要なものの一つと考えられる“国書”、すなわち君主の名において発される文書を考察の対象とし、その五代から北宋にかけての変遷を辿ることを目的とするものである。

本稿の副題に掲げた「致書」という文書形式については、中村裕一氏の先論に詳しい⁽¹⁾。国書は、その文書冒頭の形式によって数種類に分類されるが、それらの文書形式にはそれぞれ性格の相異がある。中村氏は、隋唐時期の国書形式についての考察で、国書のうち「皇帝敬問(某)」「皇帝問(某)」で始まる国書は慰勞制書であり、「勅」で始まる国書は論事勅書であるとし、これらはいずれも王言の一種であり君臣関係に用いる文書であるということを明らかにされた上で、対等な関係すなわち敵国関係の国家に対する専用の文書は隋唐五代を通じて存在せず、本来は個人間の一般的な文書形式である「(甲)致書(乙)」という形の文書がこれに用いられた、とされた。北宋と遼との間で用いられた国書

もまたこの「致書」形式の文書である。本稿では、この中村氏の論を踏まえた上で考察を進める。

以下、五代北宋における「致書」形式文書の使用状況を検討し、変化していく中国と周辺勢力との関係の中でどのようにそれが用いられたか、宋代になって遼との間における国書形式として定着するまでの変遷を、時代を追って考察したい。

一 五代における「致書」文書

本節では、五代十国時代における「致書」文書の使用状況を見ていく²²⁾。その際、当該時期のうち、遼との関係が大きく変化する後晋の時代を国書使用の上でも画期であると考え、これを中心として時期を区切り、後梁・後唐を五代前期、後晋を中期、後漢・後周を後期として考察を進めたい。また、国書の冒頭の文言そのもの(例えば「(甲)致書(乙)」など)が史料中に明示される例は少ないため、前後の文章から「致書」文書を用いたと判断しうるものも含めて考察の対象とする。

(1) 五代前期——後梁・後唐

五代のはじめの王朝は後梁である。その周辺諸勢力との関係は、『資治通鑑』卷二六六 後梁紀 開平二(九〇八)年五月己丑の条に、

契丹王阿保機遣使随高順入貢、且求冊命。帝復遣司農卿渾特賜以手詔、約共滅沙陀、乃行封冊。

とあるように、遼が後梁に対し入貢して冊命を求め、それに対して後梁が詔で応えるといった、唐以来の中原王朝と周辺民族との関係が文書の上でも維持されていたことが窺える。

では、この時期の中原王朝と、十国をはじめとする中国内の諸勢力との関係はどうだったのであろうか。後梁の時期の史料は多くはないが、『資治通鑑』卷二六八 後梁紀 乾化二(九一二)年二月辛酉の条に、

帝聞岐蜀相攻。辛酉、遣光祿卿盧玘等使于蜀、遺蜀主書、呼之為兄。(胡注・帝与蜀主偕起於細微者也。蜀兵強地險。帝自度力不能制、故用敵国礼、呼之為兄。)

と、後梁から前蜀に対して「遺書」した、というものがある。胡注はこれを「敵国礼」を用いたとしており、実際の文面は明らかではないが、「敵国礼」である以上少なくとも詔ではなく、「致書」かそれに類似の形式であったと考えられる。

また、次代の後唐の時期について、『資治通鑑』卷二七二後唐紀同光元(九二三年十一月壬寅)の条には、十国には数えられていないが藩鎮の一つであった岐からの文書として、

岐王遣使致書、賀帝滅梁。以季父自居、辞礼甚倨。(岐王李茂貞自以与晋王克用在唐並列藩鎮、又各以有功賜姓、付唐属籍、義猶兄弟、故於帝以季父自居。)

とあり、岐王から「致書」してきたところから、この記事のみでは直ちに「致書」形式の文書であるとは言えないが、文中に「以季父自居、辞礼甚倨」とあるところから、後唐皇帝を自らより目下と見なしての文書であったことが窺え、また翌年のこととして、『資治通鑑』卷二七三後唐紀同光二(九二四年正月庚戌)の条に、

岐王聞帝入洛、内不自安。遣其子行軍司馬彰義節度使兼侍中繼曠入貢、始上表称臣。

と、「始めて上表称臣す」とあるところから、前年の書は表ではなく、これもやはり「致書」か類似の形式の書であったと考えられる。

以下、数件の事例を挙げて、十国諸国から後唐へ送られた国書についてやや詳しく考察したい。まず、呉から後唐への書について見ていく。後唐建国の際の書のやりとりとして、『十国春秋』卷三呉本紀順義三(九二三年十月戊戌)の条に、

唐以滅梁来告、始称詔、我国不受。唐主随易書、用敵国礼曰「大唐皇帝致書于呉国主」。王遣司農卿盧贍献金器二百兩・銀器三千兩・羅錦一千二百疋・龍腦香五斤・龍鳳絲綵一百事于唐。又遣使張景報聘称「大呉国主上書大唐皇帝」、辞礼如牋表。

とある。このときの呉からの返書の文面については史料の間に異同があり、『資治通鑑』卷二七二後唐紀同光元(九二

三)年十月十月戊戌の条には、

帝遣使以滅梁告吳・蜀、二国皆懼。……唐使称詔、吳人不受。帝易其書、用敵国之礼。曰、「大唐皇帝致書于吳国主」。吳人復書、称「大吳国主」上大唐皇帝」、辞礼如牋表。

とあり、また、『旧五代史』卷三〇 唐書莊宗紀 同光元(九二三)年十二月戊寅の条には、
淮南楊溥遣使賀登極、称「大吳国主書上大唐皇帝」。

とあり、同じ『旧五代史』の卷一三四 楊溥伝では、

十二月、溥遣使章景来朝、称「大吳国主致書上大唐皇帝」。其辞旨卑遜、有同箋表。

となつてゐる。これらを要約すると以下のようになる。後唐建国の際、はじめ後唐は吳への国書として「詔」を用いたが、吳がこれを受けなかつたため、後唐は「敵国礼」を用いて「大唐皇帝致書于吳国主」という文面で始まる「致書」文書に変更した。これに対して、吳は「大吳国主上書(或いは上、書上、致書上) 大唐皇帝」という文面の書で返し、その際、後唐に対して数々の貢獻をし、またその書は「辞礼如牋表」であつた、というものである。この事例を見ると、国書の形式自体については、詔と表とをやりとりする君臣關係を吳が拒み、「致書」形式での国書が交換されている。しかし、史料を見る限りではその宛名は「皇帝」と「国主」という形で差があり、また吳からの国書の冒頭はいずれの史料においても単なる「致書」ではなく「上」という字が加わっており、更にその文章も「牋表」のようであつたといふことで、形式的には「致書」を用いていても、その中で後唐に対する謙讓の意が表現されているものと受け取れる。

同様の事例は、前蜀及び南漢との間でも見られる。前蜀については、『旧五代史』卷一三六 王衍伝に、

時中国多故、衍得以自安。唐莊宗平梁、遣使告捷於蜀。蜀人恟懼、致礼復命、称「大蜀国主致書上大唐皇帝」。詞理稍抗、莊宗不能容。

とあるように、前述の吳の場合と同様の、「上」字の付いた「致書」文書を後唐に送つてゐる(この場合は、「詞理稍抗」であるとして、後唐から拒否されている)。また、南漢についても、『旧五代史』卷一三五 劉陟伝 同光三(九二五)年二月甲申の条に、

及聞莊宗平梁、遣偽宮苑使何詞来聘、称「大漢国主致書上大唐皇帝」。莊宗召見於艸宮、問南海事状、且言本国已

発使臣、大陳物貢、期今秋即至。

とあるように、呉・前蜀と同様に、「上」字を加えた「致書」形式で後唐へ国書を送っている。

概観すると、後梁・後唐の時期においては、後述する五代のこれ以降の時期と比べ、諸勢力との間で「致書」形式での国書を交わした例が多いと言える。これは、中国の内において中原王朝の権威が低かったことのあらわれとも考えられよう。且つ、その中で、文書形式においては「致書」を用いながらも、そこに「上」字を加えるなどして上下関係を微調整するなどの使い方がされていたようである。また、のちの宋遼間の国書のように冒頭の文面にもそれがあらわれただかどうかは不明であるが、先述の後梁皇帝が前蜀主に対して「兄」と呼んで書を送った事例や、岐王が後唐皇帝に対して「季父」を自称した事例などのように、相手との関係を表現する際に、擬制的な親族呼称を国書中において用いる事例も見られる。

(2) 五代中期——後晋

次に、後晋の時期の国書について考察したい。まず、後晋と遼との関係の中で用いられた国書について見ていく。周知のように、後晋の高祖石敬瑭は後唐を滅ぼす際に遼の援助を求め、見返りとして遼に臣従し燕雲十六州を割譲したが、次代の出帝のときに関係が悪化し、遼によって滅ぼされることとなった。この間、兩國の関係の変化に応じて、交わされた国書の形式にもまた変化が見られる³⁾。

後晋高祖の代に遼との間で交換された国書については、『資治通鑑』卷二八一 後晋紀 高祖天福三(九三八)年七月戊寅の条に、

帝事契丹甚謹、奉表称臣、謂契丹主為父皇帝。每契丹使至、帝於別殿拜受詔勅。……其後契丹主屢止帝上表称臣、但令為書称兒皇帝、如家人礼。

とあり、また、『旧五代史』卷一三七 契丹伝 契丹会同元(九三八)年の条にも、
既而德光請晋高祖不称臣、不上表、来往緘題止用家人礼、但云兒皇帝。

五代北宋における国書の形式について(中西)

とある。これらによると、はじめ後晋は遼に対して「奉表称臣」して遼の皇帝を「父皇帝」と呼んでおり、それに対して遼は詔勅を下す関係にあった。しかしその後、上表称臣することをやめ、書には「家人礼」を用いて「兕皇帝」と称するよう遼から求められた、とある。その後の記事を見ると、以降は実際を上記のような変更がなされたようである。ここで言われている変更後の後晋からの国書は、表ではないのであるから恐らく「致書」形式であろうし、互いに皇帝を称するという点でより対等に近くなっている。ただし、ここでのそれは「敵国礼」ではなく「家人礼」として認められたものであり、そのため国書中では「父」「兕」という家人としての尊卑関係で互いの上下関係が表現されている。

この後晋から遼への「致書」は、後晋に対してというよりは寧ろ高祖に個人的に許されたものであったようである。高祖の死後、出帝が位を継いだ際、遼に対する国書の形式をめぐって後晋朝廷内で議論となった。そのことは、『資治通鑑』卷二八三後晋紀 高祖天福七(九四二)年十二月の条に、

帝之初即位也、大臣議奉表称臣告哀於契丹。景延広請致書称孫而不称臣。(景延広之議、因三年契丹主令高祖称兕皇帝、用家人之礼致書也。)……帝卒從延広議。契丹大怒、遣使來責讓、且言「何得不先承稟、遽即帝位。」

とあり、また、『旧五代史』卷八八 晋書 景延広伝 天福七(九四二)年の条にも、

少帝既嗣位、延広独以為己功。尋加同平章事、彌有矜伐之色。朝廷遣使告哀契丹、無表致書、去臣称孫。契丹怒、遣使來讓。

とある。これらによると、高祖の死を遼に伝える告哀の使者を出す際、国書において「奉表称臣」するか「致書称孫」で議論となり、後者を選んだ結果、遼の怒りを買うこととなったとされる。ここで「奉表称臣」と「致書称孫」とは対照的なものとして扱われている。上記『資治通鑑』の記述によると、遼の側には新帝の即位にも遼の許しを得るべきとの認識があったようであり、両国の関係は対等とはほど遠いものと言えよう。

その後、遼に攻め込まれた後晋は再三使者を送って関係修復を図るが、その際用いられた国書の形式を見ると、当初は『資治通鑑』卷二八三後晋紀 齊王開運元(九四四)年正月戊戌の条に、

帝復遣訳者孟守忠致書於契丹、求修旧好。

とあるように、地の文において「致書」と表現されているが、後には、『資治通鑑』卷二八四後晋紀 齊王開運二(九

四五)年六月癸酉の条に、

帝倭開封軍將張暉倭奉官、使奉表称臣詣契丹、卑辞謝過。

とあり、或いは『旧五代史』卷八五 晋書 少帝紀 開運三(九四六)年十二月癸酉の条に、

帝奉表於戎主曰「孫臣某言。……臣与太后并妻馮氏及举家戚属、見於郊野面縛俟罪次。所有国宝一面、金印三面、今遣長子陝府節度使延煦、次子曹州節度使延宝管押進納、并奉表請罪、陳謝以聞。」

とあるように、遼に対して「奉表称臣」して謝罪している。これに対して遼は、『資治通鑑』卷二八五 後晋紀 齊王開運三(九四六)年十二月己卯の条に、

契丹主賜帝手詔、且遣解里謂帝曰「孫勿憂、必使汝有噉飯之所。」帝心稍安、上表謝恩。

とあるように、後晋に対して詔を下しており、完全に君臣関係の文書を交換する形となったことが分かる。

遼のほか、十国諸国と後晋との関係については、『資治通鑑』卷二八二 後晋紀 高祖天福四(九三九)年十月庚戌の条に、閩からの使者が来訪した際の事として、

閩康宗所遣使者鄭元弼至大梁。……又求用敵国礼致書往来、帝怒其不遜。

とあるように、閩が敵国礼を用いて致書往来することを求めてきたのに対して、後晋は不遜であると怒り、恐らくはその要求を拒否したと思われる事例が挙げられる。

後晋の時期の国書を概括すると、遼との関係において、両国の関係の変化に伴い国書形式も変化することが顕著に認められる。はじめは通常の君臣関係の国書交換であったものが、後に「家人礼」として、「兎皇帝」という擬制親族呼称を用いた「致書」への変更を許された。この国書の実際の文面は未詳であるが、恐らく後に北漢―遼、北宋―遼の間で交わされた「親族呼称」皇帝・致書・「親族呼称」皇帝」という形式に類似のものではないかと推察される。注意したのは、このような形式の国書が遼から認められる際、「敵国礼」という表現は史料中に見られず、あくまで「家人礼」として「致書」形式の国書使用を認められた、という点である。家人の関係とは、君臣関係ではないもののやはり対等ではないのであり、「父」「兎」という尊卑の属によって両国の上下関係を表現したものと見えよう。

(3) 五代後期——後周

この時期には、本来は後漢と後周とが含まれるのであるが、後漢については存続した期間自体が短く、その国書も管見の限り史料中にほとんど見られない。従って、ここでは後周の時代を中心に考察を進めることとする。

まず、後周と遼との間で交わされた国書についてであるが、『遼史』巻五 世宗紀 天祿五(九五二)年二月の条に、後周から遼への国書に関して、

周遣姚漢英・華昭胤來、以書辭抗札、留漢英等。

とある。記事中に問題の国書の形式は明示されていないが、その「書」が「抗札」すなわち対等の札であるとしているところから、これも「致書」に類する形式の国書と考えることができる。中国王朝と北方民族国家との関係が、このやりとりにおいては従来の伝統的中華思想に基づくそれとまったく逆転してしまっていることが伺える。

また、この時期になると、遼と十国諸国との間で交わされた国書も数例挙げられる。一つは北漢から遼に送られたもので、『資治通鑑』巻二九〇 後周紀 太祖広順元(九五二)年四月丁未の条に、

契丹主遣使如北漢、告以周使田敏來、約歲輸錢十萬緡。北漢主使鄭珙以厚賂謝契丹、自称「姪皇帝致書於叔天授皇帝」、請行冊礼。

とある。この史料において、北漢は「姪」から「叔」へという親族呼称を用いた上で、遼に対して「致書」形式の国書を用いている。これは恐らく遼と後晋との間の国書形式を踏まえたものではないかと考えられるが、宋遼間でも用いられた親族呼称付きの「致書」文書という形態の、冒頭文言が具体的に示されるものでは最初の事例と考えられる。また、遼から南唐への国書も残っており、『陸游』南唐書』巻一八 契丹伝に、

元宗嗣位、遣使者公乘鎔、航海繼好。既至而契丹乱、兀欲被弑。弟述律遣元宗書曰、「大契丹天順皇帝謹致書大唐皇帝」闕下。貴朝使公乘鎔等、自去秋已達東京海岸、適遇国旼。今年正月二十六日、部署一行并諸儀物兵鎧、已至燕京。茲蒙敦念先朝、踐修旧好、既增摧痛、又切感銘。……」

とあるものがそれである。この遼から南唐への「致書」文書は、皇帝から皇帝へという宛名書きで、且つ親族呼称によ

る上下もない、完全に対等な形での国書となっている。同様の文面は、十国の後蜀から後周への国書でも見られる。王明清『揮塵録後録』巻五に、

周世宗既取秦鳳、昶懼致書世宗、自称大蜀皇帝。世宗怒其抗礼不答。其書真迹今藏、楼大防所用録于左。「七月一日大蜀皇帝謹致書于大周皇帝閣下。……伏惟仁明洞垂鑒念。不宜。」

とあるもので、前掲の遼から南唐への国書同様、まったく対等な形での国書であるが、受け取った中原王朝・後周はこれを拒絶している¹⁷⁰⁾。

以下では、後周と、十国のうちでも大国であった南唐との、関係の変化に伴う国書形式の変化について見ていきたい。『資治通鑑』巻二九二後周紀 世宗顯徳三(九五六)年二月甲戌及び己卯の条に、南唐の滅亡前のこととして、

唐主遣泗州牙将王知朗齎書抵徐州、称「唐皇帝奉書大周皇帝、請息兵修好、願以兄事帝、歲輸貨財以助軍費。」甲戌、徐州以聞。帝不答。……唐主兵屢敗、懼亡、乃遣翰林学士戸部侍郎鍾謨・工部侍郎文理院学士李德明奉表称臣、来請平、献御服……

とある。これによると、はじめ南唐は後周に対し「唐皇帝奉書大周皇帝」という形で国書を発したが、後周に拒否され、後に「奉表称臣」して降伏することとなった。「奉書」は、「致書」とするよりは幾分へりくだった表現であると考えられるが、文書の形式としてはやはり「致書」形式の一種であると言えよう。また、降伏後の南唐に後周から送られた国書の形式は、『資治通鑑』巻二九四後周紀 世宗顯徳五(九五八)年三月甲午及び丁酉の条によると、

唐主聞上在江上、恐遂南渡。又恥降号称藩、乃遣兵部侍郎陳寛奉表、請伝位於太子弘冀、使聴命於中国。……上賜唐主書、称「皇帝恭問江南国主」、慰納之。

とされており、陸游『南唐書』巻二 交泰元(九五八)年三月丁亥の条では、

周帝始采唐報回紇可汗故事、答帝璽書称「皇帝致書敬問江南国主」。帝遣閣門承旨劉承遇、上表称唐国主。とされている。これらによると、後周は南唐に対し、「詔勅」ではなく、「皇帝恭問」或いは「皇帝致書敬問」という文面で国書を送っており、『南唐書』はこれを唐から回紇への国書に倣ったものとしている¹⁷¹⁾。

後周代における国書を概観すると、北漢と遼との間で、宋遼の場合と近い「親族呼称」皇帝・致書・(親族呼称)皇帝「

という形式が出現している。ただし、この事例において両皇帝の前に国号を冠していたかどうか、つまり宋遼のような親族呼称と国号とが併記された形の国書であったかどうかは不明である。またそれ以外にも、「致書」形式の国書で文面が史料中に明らかかなものはいくつかあり、これらを見るに、宋遼間で用いられた国書形式のおおよその雛形ができあがってきていると言えよう。また、これらのうち、十国諸国から後周への「致書」国書は、中国の内における後周の優位が強まるに従って、後周から拒絶される例が多くなっている。こういった変遷を確認した上で、次節では北宋代における国書について見ていきたい。

二 北宋と遼との間の「致書」文書

本節では、北宋と遼との間で交わされた国書について考察する。周知のように、両国の関係は澶淵の盟を境におおむね平和・安定期に入り¹⁶⁾、それに伴ってやりとりされる国書の例も数多く挙げられるようになる。

(1) 澶淵の盟以前の国書

澶淵の盟が結ばれる以前にも、宋が中国統一を果たす前の時期、宋遼の間で和議が結ばれ、短期間ではあったが和平が続いた時期があった¹⁶⁾。その間、やはり何通かの国書がやりとりされている。『続資治通鑑長編』巻二〇 太宗太平興国四(九七九)年二月丁丑の条に、

契丹遣尚書耶律拽刺梅里、奉書問起居。

とある。このときの国書は史料中では「奉書」と表現されているが、実際の文面は不明である。しかし、「表」であればそのように記すであろうから、少なくとも「表」でないことは推察し得る。また、澶淵の盟が結ばれたのち、新たな国書を作成するに当たっては、それ以前のものを参考にしたようであり、『続資治通鑑長編』巻五八 真宗景德元(一〇〇四)年十一月庚辰の条には、

趙安仁能記太祖時國書体式、因命為答書。

とあり、また、同じ『統資治通鑑長編』卷五九 真宗景德二(一〇〇五年)二月癸卯の条にも、

時議草國書、令樞密学士院求兩朝遺草於內省、悉得之。凡所与之物、皆約旧制而加增損。

とある。これらより、澶淵の盟以後の国書は、それ以前の太祖・太宗朝のものにならって作られた可能性が高く、従つて澶淵の盟以前においても、盟以後と同様の、「致書」形式の国書が用いられていたと考えることができる。

(2) 澶淵の盟以後の国書

澶淵の盟の後、北宋と遼とは互いに「致書」形式で国書をやりとりしており、史料も多く残されている。その書式については、『石林燕語』卷一に詳しい記載がある¹⁾。

大遼国信書式。前称月日、大宋皇帝謹致書於大遼国徽号皇帝闕下、入辞、次具使副全銜、称今差某官充某事国信使副、有少礼物、具諸別幅、奉書陳賀、不宣謹白。其辞率不過八句。回書。其前式同、後具所来使銜、称今某官等回、專奉書陳謝、不宣謹白。不具副使銜、辞亦不過八句。元祐間、宣仁太后臨朝、別遣太后使副、以皇帝書達意、式皆如前、但云今差某官充太皇太后某使爾、賀書亦如之。

いま実際に史料中に残されている国書を見ても、ほぼこの記載通りの形であるが、『石林燕語』が載せていない重要な点として、宋遼間の国書には、ほとんどの場合、双方の呼称の前に「兄」・「弟」などの親族呼称が付けられ、「兄大宋皇帝」「弟大遼皇帝」等となっている点が指摘できる。

澶淵の盟の後、宋の皇帝と遼の皇帝とは、互いを「兄」「弟」といった親族呼称で呼びあうこととなり、国書の上にもその呼称が用いられるようになった。両皇帝が「兄」「弟」等と親族呼称で呼び合うようになったのは澶淵の盟のすぐ後からと考えられるが²⁾、

『契丹国志』卷二〇に、兩國の澶淵誓書として、

維景德元年、歲次甲辰、十二月庚辰朔、七日丙戌、大宋皇帝謹致誓書于契丹皇帝闕下。……

五代北宋における国書の形式について(中西)

維統和二十二年、歲次甲辰、十二月庚辰朔、十二日辛卯、大契丹皇帝謹致書于大宋皇帝闕下。……

とあるように、盟約に際して最初に交換された兩國の誓書には、この種の親族呼称は見られない。それがいつから国書にも使用されるようになったのか明言はできないが、管見の及ぶ限りでは、仁宗朝のはじめには既に国書の冒頭文言に親族呼称が付されているようである。実際の事例としては、『宋大詔令集』卷二二八 政事八一 四裔一 契丹の項に数多く記載されているが、例えば、宋仁宗から遼聖宗への国書（一〇二二）の場合、その冒頭部分は、

姪大宋皇帝謹致書于叔大契丹睿文英武宗道至德崇仁広孝功成治定啓元昭聖神贊天輔皇帝闕下。
となっており、また、同じ宋仁宗から遼興宗への国書（一〇四四）では、

兄大宋皇帝致書于弟大契丹聡文聖武英略神功睿哲仁孝皇帝闕下。

とあり、その時々々の親族呼称⁽¹³⁾が付いている。また、細かい点ではあるが、少なくとも宋から遼への国書においては、概して、相手との擬制親族關係上の尊卑によって「致書」の文字の前に「謹」字が付くかどうか、という違いが見られる。すなわち、先に挙げた仁宗と聖宗の場合、姪から叔への国書であるから相手は自分より上であり、「謹」字が付く。宋の皇帝から遼の皇太后に宛てる場合も同様である。後に挙げた仁宗と興宗の場合は逆に兄から弟であるから、「謹」字は付いていない。すべての史料においてではないが、概してそういう傾向が見られるようである。

一方、遼から宋への国書で文面が明らかかなものはごく僅かであり、先に挙げた澶淵誓書の他、『契丹国志』卷二〇に、
関南誓書（一〇四二）として、

維契丹重熙十年、歲次壬午、二月、弟大契丹皇帝謹致書于兄大宋皇帝闕下。……

とあるものや、『統資治通鑑長編』卷一三五 仁宗慶曆二（一〇四二）年三月己巳の条に、

契丹遣（使副名略）来致書、曰「弟大契丹皇帝謹致書兄大宋皇帝。……」

とあるもの、また、『統資治通鑑長編』卷一三七 仁宗慶曆二（一〇四二）年九月乙丑の条に、

其誓書曰、「維重熙十一年、歲次壬午、八月壬申朔、二十九日庚子、弟大契丹皇帝謹致書於兄大宋皇帝闕下。……」

とある事例が挙げられる。この三例はいずれも遼興宗から宋仁宗への国書で、時期も近接しており、遼代を通しての全体的な傾向を言うことはできないが、遼から宋への場合もほぼ同様に、親族呼称の付いた「致書」形式の国書が送られ

ていたことは確かであろう。

なお、ここに挙げた遼からの国書には宋帝の尊号が付けられていないが、『続資治通鑑長編拾補』卷三上 神宗熙寧元年(二〇六八)年七月己卯の条によると、

群臣表上尊号曰奉元憲道文武仁孝、詔不許。及第三表、司馬光入直、因言「上尊号之礼、非先王令典。起於唐武后・中宗之世、遂為故事、因循至今。……先帝治平二年、辞尊号不受、天下莫不称頌聖德。不幸、次年有諂諛之臣言、国家与契丹常有書往來、彼有尊号、而中国独無、足為深恥。於是群臣復以非時上尊号者。甚為朝廷惜之。」

とあり、皇帝の尊号の有無について議論になった際、尊号の必要性を主張する側が、遼と国書をやりとりするに当たって遼に尊号があり中国にないのは恥である、という主張をしている。ここから推すと、遼から宋への国書にもやはり尊号が付けられる場合があったと考えることができるだろう。

以上が宋と遼との間で交わされた国書についてのあらましである。概括すると、その基本的な冒頭形式は、「(親族呼称)(国号)皇帝・(謹)致書・(親族呼称)(国号)(尊号)皇帝」という形でほぼ固定したようである。

ただし、史料を見る限り、疑問点も挙げられる。それは、兩國の国書における南北朝呼称の使用に関する問題である。『続資治通鑑長編』卷五八 真宗景德元(一〇〇四)年十二月辛丑の条に、

録契丹誓書領河北河東諸州軍。始通和所致書、皆以南北朝冠国号之上。将作監丞王曾言「是与之亢立、失孰甚焉。願如其国号契丹足矣。」上嘉納之、然事已行、不果改。

とあり、宋遼間の通和のはじめ、国書の国号の上には南北朝を冠していた、としている。同様の記事は、『宋史』にも見られる¹⁵⁾。宋遼の国交において、互いを指す呼称として「南朝」「北朝」或いは「南北」という言い方はしばしば用いられたし、先に挙げた『契丹国志』所載の澶淵誓書にもすでに「更不差使臣專往北朝」、「南北勿縱搔擾」¹⁶⁾との表現がその本文中に見られる。しかし、この澶淵誓書も含め現在史料に残されている国書には、先に挙げた史料の言うような、冒頭の宛名に南北朝を冠するものは管見の限り一つも見られない¹⁶⁾。また、『続資治通鑑長編』卷一七二 仁宗

皇祐四(一〇五二)年四月丙戌の条には、

契丹国母遣……契丹遣……。来賀乾元節。其国書始去国号、而称南北朝。且言「書称大宋・大契丹、非兄弟之義。」

帝召二府議之。参知政事梁適曰「宋之為宋、受之於天、不可改。契丹亦其国名。自古豈有無名之國。」又下兩制・台諫官議、皆以講和以來国書有定式、不可輒許。乃詔学士院答契丹書、仍旧称大宋・大契丹。其後契丹復有書、亦称契丹如故。

とあり、これによると、国号を冠するのは「兄弟の義」でないとして国号を除き南北朝と称した国書が遼から送られてきたが、宋はこれを拒絶するに当たって、「講和以来、国書には定式がある」ということを拒絶の理由の一つとしている。南北朝を冠するのが講和以来の定式ではないとするならば、通和のはじめは南北朝を冠したとする先の史料と矛盾が生じる。この問題についてはいまだ解決を見出しておらず、のちの課題としたい。なお、宋代ではないが、中村氏が著書の中で『李崧文集』の断巻として挙げておられる史料に¹⁾、

大晋皇帝謹致遺書於北朝皇帝足下。頓首頓首。……

という文言で始まる文書がある。氏はこれを後晋から遼への国書の草稿であると推定され、この国書で後晋が遼を「北朝皇帝」としているのは、「父皇帝」「兒皇帝」の關係よりも対等性を強めるためであり、後晋出帝の意思表示であるとされる。先に挙げた史料で宋が遼との国書に南北朝を用いたがらないのも同じ理由からであり、南北朝を冠することによって両者の対等性がより強調される、という認識があつたためと考えられる。

おわりに

「致書」形式の国書とは、君臣關係でない場合に用いる、という点において、大枠では対等關係に用いる国書と言つてよいだろう。ただし、本稿で見えてきたように、その実際の使用場面においては、様々な状況のもとでこの形式の国書が使用されている。「致書」の文字の前に「上」字を加えて中原王朝に対する謙讓の意を表現する場合や、親族呼称を加えることによつて親族としての尊卑による上下關係を含ませる場合、或いは、国号に「南朝」「北朝」を冠して南北の対等性を強調する場合など、さまざまである。

また、同じ「致書」形式であつても、その意味合いは大きく二通りあると考えられる。一つは、相手との対等性を主

張する意図で「敵国礼」として用いられるものであり、もう一つは、遼が後晋に対して許したような、「家人礼」としてのそれである。後者は、中村氏の指摘されるように、個人間の文書形式であった「致書」文書が本来的に持っている性質である。実際にはこの両者が厳密に区分されるわけではないが、こう考えると、先に挙げた、本来は親族呼称付きで「家人礼」としての「致書」の使用を許されていた後晋が、親族呼称を除いた「致書」に変更しようとしたのは、これを「敵国礼」のものとして継続させようとしたとも考えられる。

また、宋遼間の「致書」については、澶淵の盟以前には両国皇帝の間に擬制的な親族関係はなかったはずであるから、恐らく盟約以前の国書には親族呼称は付いていなかったと考えられる。これは、かつての五代王朝と十国、遼と十国の間で交わされた、「敵国礼」としての国書であつたろう。その後、盟約の後になると、ここに親族呼称が加えられる。つまりは、「家人礼」的要素が付加されたことになるが、両国の親族呼称は皇帝が代わる毎にその上下も変化したのであるから、この親族呼称は必ずしも国家間の上下関係を反映したものとは言えない。宋遼の国書に親族呼称が付け加えられた時期や理由について明らかな史料は管見の限りでは未見であるが、私見では、両国の間に擬制的な親族関係が続いた理由として、まず一見して相手への敬意・親密さを示す効果があつたと同時に、形式上ではあつても両者の間に上下関係があり常にどちらかがやや謙ることになるために、結果として、全くの対等であるよりもむしろ外交折衝を容易にする効果があつたのではないかと想定している¹⁵⁾。

本稿では、考察の対象を「致書」形式の国書に絞り、かつ分析を文書冒頭の形式に基づいて行つたため、当該時代における国書の問題を十分に論じ得たとは言いがたい。南宋と金との国書、或いは西夏・高麗をはじめとする周辺国家との間の国書も重要な対象であるし、先に挙げた疑問点も未解決である。これらについては後の課題としたい。

註

(1) 中村裕一『唐代制勅研究』(汲古書院、一九九一年)及び『唐代公文書研究』(汲古書院、一九九六年)を参照。

(2) 五代十国時代の諸国については、日野開三郎『日野開三郎東洋史学論集』二卷(三一書房、一九八〇年)所収「五代史概説」、

五代北宋における国書の形式について(中西)

田中整治「楚と南漢との関係」、『田村博士頌寿東洋史論叢』、一九六八年)、同「吳越と閩との関係」、『東洋史研究』二八―一、一九六九年)、同「南唐と吳越との関係」、『史流』一六、一九七五年)等を、当該時代の中国と遼との関係については、田村実造『中国征服王朝の研究』上巻(東洋史研究会、一九六四年)所収の各論、日野開三郎「五代時における契丹と中国との海上貿易」、『史学雑誌』五二―七、八、九、一九四一年)、張国慶「遼代契丹皇帝与五代、北宋諸帝王的“結義”」、『史学月刊』一九九二―六、一九九二年)等を参照。

(3) 後晋時期の国書については、前掲中村『唐代制勅研究』三〇三―三〇六頁、及び『唐代公文書研究』一五三―一六二頁を参照。

(4) 『旧五代史』巻八二にも同様の記事あり。

(5) 遼と北漢との関係については、田中整治「遼と北漢との関係」、『史流』七、一九六六年)を参照。

(6) 遼と南唐との関係については、前掲田村『中国征服王朝の研究』上巻一四八―一五一頁、及び松田光次「遼と南唐との関係について」、『東洋史苑』二四―二五合併号、一九八五年)を参照。

(7) 『資治通鑑』巻二九二後周紀三世宗顯德二(九五五年)年十月壬寅の条にも、

蜀主致書於帝請和、自称大蜀皇帝。帝怒其抗礼、不答。

との記事が見られる。

(8) 山崎寛士「五代における『中国』と諸国の関係―国書・進奉・貢献・上供―」、『大阪市立大学東洋史論』一二、二〇〇二年)で、氏はこの後周から南唐への国書を「敵国礼」として扱っておられるが、中村氏は「皇帝敬問」を王言の一種で慰勞制書に当たるとされており(前註1参照)、この後周からの国書を「敵国礼」と断言するには難があると考えられる。同じ陸游『南唐書』は、巻一六「后妃諸王列伝」でもこの件を挙げており、

元宗既請盟于周、以在位久恥于降屈、屢遣使請于世宗、欲位位広冀、使為大國附庸。世宗賜書、力止之。其詞曰、「皇帝致書敬問江南國主。茲睹來章、備形縉旨、叙此日伝讓之意、述向來高尚之心、仍以數載以來交兵不息、備陳追悔之事、無非克責之辭。雖古者省咎責躬、因災致懼、亦無以過也。況君血氣方剛、春秋鼎盛、為一方之英主、得百姓之驩心。豈可高謝君臨、輕辭世務、与其慕希夷之道、孰若懷康濟之誠。且天災流行、國家代有、昔之聖哲所不能逃。苟盛德之日新、則景福之彌遠。諒惟英敏必照誠懷。」書詞温潤、略以敵國。元宗乃已。

とあり、「書詞温潤、略以敵国」とされているところからも、書の形式そのものは「敵国札」ではないと見るのが妥当ではあるまいか。前掲中村『唐代制勅研究』三〇七〜三二二頁も併せて参照。

- (9) 宋と遼との外交全般については、前掲田村『中国征服王朝の研究』上巻一六九〜二七〇頁、聶崇岐「宋遼交聘考」(『燕京学报』二七、一九四〇年)、陶晋生『宋遼關係史研究』(聯経出版、一九八四年)、Herbert Franke, "Sung Embassies: Some General Observations", *China among Equals* (Berkeley, 1984) を参照。

- (10) 前掲田村『中国征服王朝の研究』上巻一七一〜一七八頁、及び聶「宋遼交聘考」を参照。

- (11) なお封書の表書きについては、『宋朝事實類苑』卷三三三典政治革に記載がある。参考までに附記する。

北朝書詔、白紙写、用御宝印、渾金鍍匣子盛、錦托裏、渾金鍍鎖鑰、請御宝印封、并紅絲條、錦重黃襪白面籤云「書致于弟大契丹皇帝闕下、兄大宋皇帝封」。国母即云「嬪大契丹皇太后」、籤云「謹致書」、下云「謹封」。再用紅羅襪封畢、用詔紙封帶、復用御宝印。大中祥符正月、契丹太后喪、予慰書、用黃羅襪。乾興元年二月、告哀、亦用黃羅襪。当年十月、与契丹皇太后生辰書、却用紅羅襪。

- (12) この件について、宋側の史料は『続資治通鑑長編』卷五八 真宗景德元(一〇〇四)年十二月癸未の条に、契丹復王繼忠見利用、且言「南北通和、実為美事。国主年少、願兄事南朝。」

とあり、また遼側では『遼史』卷一四 聖宗紀 統和二十二(一〇〇四)年十二月戊子の条に、

宋遣李繼昌請和、以太后為叔母、願歲輸銀十萬兩、絹二十萬匹。

としている。前掲聶「宋遼交聘考」を参照。

- (13) 宋と遼との親族呼称は、「兄」「弟」で固定されたわけではなく、皇帝が代われればそれに応じて呼称も変化した。宋真宗と遼聖宗とが兄―弟の關係であった場合、真宗の子である仁宗と遼聖宗とは姪―叔となる如くである。双方の皇帝が同輩となった場合には、『続資治通鑑長編』卷一九八 仁宗嘉祐八(一〇六三)年四月辛巳の条(未改元であるが、既に英宗が即位)に、

朝廷未知契丹主之年、沅從容雜他語以問、使者出不意、遽對以実。既而悔之、相顧愕然曰「今復兄事南朝矣。」

とあるように、両皇帝の年齢の上下に従って兄―弟が決まっていたようである。前掲聶「宋遼交聘考」及び陶『宋遼關係史研究』二五〜二七頁を参照。

五代北宋における国書の形式について(中西)

(14) 『宋史』卷三二〇 王曾伝に、

景德初、始通和契丹、歲遣使致書稱南朝、以契丹為北朝。曾曰「從其國号足矣。」業已遣使、弗果易とある。

(15) 『契丹国志』卷二〇を参照。

(16) 『続資治通鑑長編』卷五八 真宗景德元(一〇〇四)年十二月辛丑の条には、この記事の註で両国の国書の文面を記した後に、

此誓書俱不称南北朝。不知王曾何故云、事已行、不果改。当考。

と疑問を提示している。

(17) 前掲中村『唐代公文書研究』一五三―一六四頁を参照。

(18) 親族呼称の上下が両国間の外交交渉に影響した例として、『続資治通鑑長編』卷一八五 仁宗嘉祐二(一〇五七)年三月戊戌の条に、

初、契丹主宗真送其画像及隆緒画像凡二軸、求易真宗皇帝及上御容。既許之、会宗真死、遂寢。至是、遣使再求。故命昇等諭令更持洪基画像来、即予之。翰林学士胡宿草国書、奏曰「陛下先已許之、今文成即世而不与、則傷信。且以尊行求卑属、万一不聽命、責先約而遂与之、則愈屈矣。」不從。昇等至、契丹果欲先得聖容。昇折之曰「昔文成弟也、弟先面兄、于礼為順。今南朝乃伯父、当先致恭。」契丹不能對。

とあり、遼が皇帝の御容の交換を求めてきた際、宋は兄弟の名分關係を理由に宋から先に御容を渡すことを拒否し、この言い分が通っている。この御容の交換については、石田肇「御容の交換より見た宋遼關係の一齣」(『東洋史論』四、一九八二年)に詳しい。